

ぼだいじデイサービスセンター虹

第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人近江ちいろば会が開設するぼだいじデイサービスセンター虹（以下「事業所」という）が行う第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員等の従事者（以下、「通所介護従事者」という）が、心身機能の改善等を通じて要支援者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営む事ができるよう支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

(2) 事業の実施にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を営むことができるように配慮して行う。

(3) 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。

(4) 事業の実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(5) 前4項のほか、「湖南省介護予防・日常生活総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 ぼだいじデイサービスセンター虹
- (2) 所在地 滋賀県湖南省菩提寺327番地4

（事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、それぞれの利用者に応じて第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内

容等について説明を行うものとする。なお、第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画の作成にあたって、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成するものとする。

(2) 生活相談員 1名以上

管理者の補助ならびに利用者又はその家族の生活の相談に応じるとともに、第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整を行う。

(3) 介護職員または看護職員 1名以上

第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画に基づき主として利用者の介護を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】計画に基づき主として日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) その他補助職員

利用者の状況に応じて配置し、本事業所の職員の業務を補助する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

(2) 休業日 日曜日、年末年始（12月30日～1月3日）

(3) 営業時間 8時30分から17時30分までとする。

・基本サービス提供時間帯 8時45分から16時30分とする。

（指定第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は、第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】と通所介護を包括して35人とする。

（指定第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】の内容及び料金その他の費用の額）

第7条 指定第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】の内容は次の通りとし、通所型サービス従前相当を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所型サービス従前相当が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

(1) 入浴サービス

(2) 生活相談

(3) レクリエーション

(4) 日常生活動作の機能訓練（アクティビティを含む）

(5) 健康チェック

- (6) 送迎
- (7) 食事の提供
- (8) 口腔ケア

2 前項の支払を受ける額その他、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

(1) 通常要する時間を超える第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用のうち、通常の第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】に係る基準額を超える費用

(2) 食事の提供に要する費用 750円/1食

毎月1回は、なないろ給食の日とし、特別メニューとして850円/一食とする。

なお、実施日はお便りにてご案内する。

(3) おむつ代 実費

(4) 前号に掲げるもののほか、第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】の提供において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担を求めることが適当と認められる費用 レクリエーションに係る費用(外出レクリエーション時の入園料等) 材料代等の実費

(5) キャンセル料 利用日の当日朝8時30分までにご連絡がなかった場合食事代キャンセル料分750円

(6) 事業所内の入浴設備を実費で利用された場合 500円/1回

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に説明を行ったうえで、支払の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、湖南省とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】の利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を本事業所の職員に連絡し、心身の状況に応じた利用を心がける。

(緊急時における対処方法)

第10条 本事業所に勤務する職員は、指定第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】事業の実施中の利用者の心身状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する通所型サービス従前相当の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必

要な措置を講ずるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 利用者に対する指定第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

（非常災害対策）

- 第11条 非常災害対策に備えて必要な設備を設け、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、通報及び関連機関との連携体制を整備し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるように、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するように努める。

（苦情処理）

- 第12条 提供した指定第1号通所事業【通所型サービス（従前相当）】に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

（衛生管理等）

- 第14条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の質的向上を図るための研修の機会を設け、また、常に業務体制を整備する。

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人近江ちいろば会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職員の兼務・設備の共用)

第17条 この規程に定める職員及び事業の運営に必要な設備等は、併設する指定通所介護事業所ほだじデイサービスセンター虹と兼務、共用するものとする。

- (附則) この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、平成30年 8月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5年 1月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 5年 9月 1日から施行する。
- (附則) この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。